

小規模多機能型居宅介護いぶき

○介護保険給付対象サービスの費用

事業所のサービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領分は介護報酬の1割の額とします。

要介護認定において、自立及び要支援と認定された場合には、全額自己負担となります。

令和4年10月1日

介護度	同一建物内(1割負担)		同一建物外(1割負担)	
	単位	自己負担分	単位	自己負担分
要支援 1	3,098	3,151 円/月	3,438	3,496 円/月
要支援 2	6,260	6,366 円/月	6,948	7,066 円/月
要介護 1	9,391	9,551 円/月	10,423	10,660 円/月
要介護 2	13,802	14,037 円/月	15,318	15,578 円/月
要介護 3	20,076	20,417 円/月	22,283	22,662 円/月
要介護 4	22,158	22,535 円/月	24,593	25,011 円/月
要介護 5	24,433	24,848 円/月	27,117	27,578 円/月
	小規模多機能型居宅介護初期加算 30 単位(1日につき)			
	※要介護者のみ			
	小規模多機能型認知症加算 I		800 単位 (1月につき)	※日常自立度 III~M
	小規模多機能型認知症加算 II		500 単位 (1月につき)	※介護度 2 日常自立度 II
	総合マネジメント体制加算		1000 単位 (1月につき)	
	小規模多機能型サービス提供体制加算 II		640 単位 (1月につき)	
	看護職員配置加算 III		480 単位 (1月につき)	
	看取り連携体制加算		64 単位 (1日につき)	
	生活機能向上連携加算 (I)		100 単位 (1月につき)	
	生活機能向上連携加算 (II)		200 単位 (1月につき)	
	若年性認知症利用者受入加算 (介護)		800 単位 (1月につき)	
	若年性認知症利用者受入加算 (予防)		450 単位 (1月につき)	
	介護職員処遇改善加算 (I)			
	算定した介護保険単位数 相当する単位数		10.2%	
	介護職員特定処遇改善加算 (I)			
	算定した介護保険単位数 相当する単位数		1.5%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算			
	算定した介護保険単位数 相当する単位数		1.7%	

※1 負担割合が2割・3割の方は、上記料金が約2倍・3倍になります。

※2 介護報酬 1単位あたりの単価は10.17円です。

※3 初期加算は1か月あたりを30日として計算しています。

※4 介護職員処遇改善加算 (I) は1ヶ月に算定した介護保険単位数 (要介護度別サービス単位数+各種加算単位数) × 10.2 × 10.17 (地域単価) が利用者様の自己負担になります。
 介護職員特定処遇改善加算 (I) は1ヶ月に算定した介護保険単位数 (要介護度別サービス単位数+各種加算単位数) × 1.5 × 10.17 (地域単価) が利用者様の自己負担になります。
 介護職員等ベースアップ等支援加算は1ヶ月に算定した介護保険単位数 (要介護度別サービス単位数+各種加算単位数) × 1.7 × 10.17 (地域単価) が利用者様の自己負担になります。

※5 端数処理により、金額が異なる事があります。